

勇を鼓し防禦せしめぬ。已にして、我兵の發せし銃丸二十發、其中一發は、確に敵兵一人を斃しければ、國治、大聲快と叫びて衆を勵したり。敵は我氣魄にや憶しけむ。五六町が程、退きしが、間もなく、再び大舉して迫り來り、一町許の處より、匍匐して、阪路を攀ち來りしが、國治の關門に屹立せるを見ては、容易に進み來らず、國治も、固より、寸毫の懈弛なく、眼を八方に配りて、指揮防禦、甚力めしが、味方のやうく、疲れたるを見て、遂に防ぎ難しとや思ひけむ。一言、退けと命しぬ。因て、各、豫め定め置きたる位置に引き退きぬ。國治は、厠を小楯に取りて、敵の動靜を窺へるに、敵は、未だ門内に闖入するものなかりしに、唯だ一人何時の間に、如何にして入りけむ。國治の立ちし處より四五間を隔つる杜鵑花の繁み、が中に潜伏して、國治目が、筒先を向けて、轟然一發しければ、一向に前面の敵にのみ眼を配り、防禦に餘念なかりし國治は、かゝる處に敵ありとは、思ひも寄らずして、流石忠烈もて固めたる身體も、一叢立ちたる黒煙に狙ひ違はず、横腹を射貫かれ、急所の痛手に、千秋の遺恨を呑み、切齒しつゝ、三十一歳を一期として、名譽の戦死を遂げてけり。其最期の花々しさは、今なほ當時實地を目撃せし長人の記憶に存する所なりといふ。

流丸に斃る

明治二年二月朔日、國治の席格を贈進して、番頭格となす。其文

岸 靜江

丙寅之役戦死の大節、志操拔群之儀、深御感賞、被爲在、依之被贈御番頭席候旨、被出候事。

明治二年己巳二月

岸氏略系

初代 源國讀太祖即松平清武(家康ノ玄孫) | 二國朋 | 三國安 | 四國教 | 五國均 | 六國道齊厚公ニ從ヒ
 館林ヨリ | 濱七國治 | 館林子 | 八國光
 田ニ移ル

第五章 物部神社

第一節 祭神及位置神勳

物部神社は、可美真手命(一書宇麻志摩遲命)を祀れる社にして、石見國安濃郡川合村にあり。

可美真手命
の神勳

可美真手命は、天照大神の皇曾孫に當らせ給ひ、正哉吾勝々速日天忍穗耳命の皇孫にまし、御父は天照國照彥火明櫛玉饒速日命なり。初、饒速日命、天祖の勅を奉じ、天磐船に乗りて河内國哮峯に降り、遂に大倭の鳥見の白庭山に至り、其土豪長髓彦の妹三炊屋姫を娶りて、可美真手命を生み給ひ、因て此處に居まし、が(天和國式下郡、味間村に、今尙神祠あり)天祖の眞胤なればとて、長髓彦は、命を奉じて、君として仕へ奉りぬ。神武天皇の東征し給ひし時、長髓彦は、衆を悉くして孔舍衛阪に邀へ奉り、皇軍再び、利あらざりしが、金鵄の祥ありしより、賊軍迷眩して、戦ふ能はず。又天皇の天孫の瑞を拜して、長髓彦も頗畏敬せしかども、其性悛狠にして、歸順の志なかりしかば、

鎮魂祭の權
輿

命その遂に諭すべからざるを知り給ひて、之を誅して歸順し給ひぬ。天皇、大に其忠節を嘉賞せさせられ、特に節靈の劔を授け給ふ。

中食國政太
夫となる

元年正月、天皇位に即かせられし時、命は先づ天瑞寶を奉じて、神栢を豎てて、齋ひ奉り、又五十串を立て、布都主の神劔を殿内に奉じ、而して十種の神寶を藏め、天皇の爲めに鎮祭し給ふ。天皇嘉賞して、殿内に宿せしめ、足尼と稱し給ふ。天皇既に宮殿に御し給へば、命は内物部を率ゐ、矛盾を樹てて、儀衛を殿にし給ひぬ。また十一月、天皇皇后のために、天瑞寶を奉じ、御魂を鎮め、聖壽を祈り給ふ。是れぞ鎮魂祭の權輿なる。二年二月、論功行賞の折りに、大に其の勳功を賞せられ、股肱の職に任じて、永く罕匹の美を傳へむ。自今以後、汝の子孫、必此職をつげ、とて、天日方奇日方命と共に、中食國政大夫となり給ひき。時に、中原既に平定に歸したれど、邊境尙未だ皇澤に浴せず、兇頑の徒、各所に割據して、往々、王命に抗する者あり。天皇、諸臣に、征服を命じ給ひければ、命は、天香山命と共に、天つ物部を率ゐて、尾張美濃を巡按して、越の國に入り、安麻背、頸城の賊飯取、曾守、亞理、箭田川、九鷲の妖賊を平定して、復命し給ひしが、更に、詔を蒙りて、香具山命は再び越の國に赴きて、彌彦山に鎮座ましまし、命は、播磨より丹波路

石見の賊を鎮撫す

八百山に降り来まじぬ

繼體朝始めて社殿を營む

を歴巡して、石見に來まして、都留夫、忍原、於爾、曾保里の各處に屯聚せる兇賊を討ち平げまして、國中を安らげ、鎮め給ひき。安濃郡太田諏訪神社傳に、往昔、物部神此地の妖賊を剪夷して、安國と定め給ひしより、安の郡と名づけしを、後あんの郡と呼べり。その時、嚴倉一を此地に据えて、天神を祭り給ふ。其倉は、今に齋ぎて一瓶社と稱ふ。命鶴峯山に登りて、國見し給ふとて、八百山を瞻望し給ひて、奇哉斯山、恰宵于吾御祖所居天迦具山、僕移居焉。宣ひて、即ち降り來まして、蒼生を治め給ふ。因て、其地を折居と名づく。今巨石あり。かくて、京師に參上りて、復命し給ひしに、天皇其勳功を賞して、卿今より何處に居らむと欲するか。問はせ給ひしに、臣願くは、石見の八百山に居て、永く皇朝を守護し奉らむと申し給ひしかば、聽許あらせられしにより、更に降り來まして、斯地の底津岩根に、宮柱太しき立て、常磐々石に鎮座しましぬ。薨れまして後、八百山の陽尾に葬り奉る。神墓方域十有一間、繼體天皇八年甲午の秋九月に、創めて社殿を建てぬ。物部神社是れなり。

命は、活目邑人五十吳桃の女師長姫を娶りまして、妃となし、二子を生み給ひき。長を味饒速田命といひ、次を彦湯支命と名づく。饒速田命は、此地に降り、父命の業を繼ぎ

て、此國の鎮衛に任じ、又、盛に民業を興し給ひきといふ。物部神社の末社、郷原若宮是れなり。或云、是墳墓の地なりと。

彦湯支命は、亦、父命の業を受けて、綏靖天皇に事へて、食國國政大夫となり、大和國の師木にまじきといふ。天皇の御妃、河俣姫は、此命の女なり。

第二節 社格神階

當社は、本國の一の宮にして、現今國幣小社に列す。

三代實錄に、貞觀十一年三月二十二日、庚辰、授石見國從五位上物部社正五位下、同十七年十月十日己未、授石見國正五位下物部社正五位上、元慶三年九月四日辛卯、授石見國正五位上物部社從四位下、日本紀略に、天慶四年十一月十九日乙亥、奉授石見國從四位下物部社從四位上とあり。

第三節 神戸神領

往昔、安濃郡に物部郷あり。又、邇摩郡には、御名部の地ありたる由、僅に舊記及口碑に

存すれども詳かならず。往古は安濃郡一萬三千石の神地ありしが、明徳中、大内氏當國を管領せる時、川合村、鳥居村を併せて三千石の神封ありきといふ。大内氏北朝に降るに及び、明徳元年四月、神地三千石を削りて、川合村一村とし、文龜元年、再び削りて五百貫文とせり。弘治二年四月、毛利元就、邇摩郡大家大郷の内、萩、七原、菰口三ヶ所の地を加増し、永祿二年八月、邇摩郡宅野村七十貫文の地を寄附せり。然るに、天正十一年、豊臣秀吉、朝鮮を征せむとて、軍資を神地に課せられしに、反錢特に重かりしかば、本社古來未だかゝる例なしとて、免除を請ひしに、秀吉大に怒り、十二年近實若狹守、世與三右衛門、毛利氏の臣三井善兵衛を上使として、神地を收め、僅に二百八十五石九斗を給せり。慶長五年、關原役後、金子右衛門大夫連忠、大阪城に詣り、家康に請して、請ふ所ありしに、彦阪小刑部、大久保石見守に命を傳へて、一宮神地及び社家家祿等は、凡べて毛利家の例たるべしと達せられ、秀忠職を繼ぐに及びても、亦更に大久保石見守に、同様傳達せらる。寛文五年十月、家綱の時に、三百石朱印を渡され、かくて明治四年に至りぬ。

毛利元就神
領を加ふ

豊臣秀吉神
地を收む

第四節 造營

繼體天皇八年九月、社殿を創建してより、天正年中まで、凡一千五十年間の沿革は、二の古圖及建物の員數を記せるものを存するのみにて、造修年月等は、詳に知るに由なし。

大永三年十一月、所書儀式書に、御寶殿其他十數の建物は、文龜年中改築せし由見ゆ。文龜より天正まで、八十餘年を経て、本社以下諸建物、荒敗を極めしが、當時戰亂相踵ぎ加ふるに、大内、小笠原等の武族、肆に社領を押收せしかば、造修する能はず。此時、毛利元就當國に入り、尼子氏と戦ひしに、元就篤く當社を尊信し、宅野村七十貫の地を献じて、修復料とし、其廢頽を修めむとせしが、國內未だ平定せざれば、其志を果さずして卒しぬ。

輝元、其遺志を紹ぎ、天正十年十一月、吉川元春に命じて、本社の諸建物を再建せしめ、同十一年十二月に至りて、竣工し、還宮式を行ひぬ。慶長十二年三月、徳川家康、永田大隅守、竹村丹後守を普請奉行として、本殿を修造せしが、翌年八月十七日、工事成りぬ。

毛利氏の修
繕

寛永六年八月、徳川秀忠、竹村丹後守を普請奉行として、拜殿及び諸末社を修造す。享保三年八月六日、川合村民家火を失し、本殿拜殿外諸建物延焼せしかば、假神殿に奉遷し、居ること二十年、延享三年四月二十七日、寺社奉行大岡越前守、幕命をもて出雲、因幡、伯耆、安藝、周防、長門の七國に勸化して、再建することを許され、寶暦元年十一月起工し、同三年三月、本殿拜殿諸末社竣工して、四月遷宮式を行ひぬ。たゞ勸金饒ならず、廳の舎、寶庫、書庫、神廐、樓門の五宇は、再築するを得ず。長く廢絶に歸せり。然れども、本殿拜殿等は、寶暦以前に比して、頗輪奐の美を加へたりといふ。

本殿、高五丈三尺、桁行、一丈九尺八寸、梁間、二丈三尺八寸、椽出左後六尺、右四尺五寸、前拜出、一丈三尺四寸、同梁間、二丈三尺八寸、欄干、高さ二尺六寸五分、屋根椀皮葺、八十八坪五合、拜殿向造、桁行、三丈九尺八寸、梁四丈一尺五寸、高さ三丈八尺、屋根椀皮葺、百六坪七合

其後文政十年四月、本殿拜殿を修造し、安政三年十一月、本殿攝末社を造營し、明治七年八月更に拜殿を修造す。明治十八年祭器庫を再築し、同二十二年一月、參籠所を改

築す。同二十五年、社務所を改築し、同三十一年、御屋根を修造し、同三十二年四月、竣工、遷宮式を行ふ。

第五節 古傳祭

古例の祭式は、年中七十餘度に及べども、其中最重大なるものは、
一、武射神事 正月七日

當日卯の刻、別火上官以下の社家悉く社參、別火御扉を開き、奏樂、辰刻、國造社參、(是より先、社家悉く國造館に參候し、輿に添うて供奉す、神饌十二臺を献す、本御膳四臺、平御膳六臺、盃、土器三寶、次瓶子一對、御酒樽一對、御湯筒、國造祝詞を申す、内侍舞樂を奏す。

武射の式は、先づ射場より三十三間を距る大神門外に、的を懸け、祭員一同、的前に進み、別火祝詞を奏し、的を積ふ。了つて、別火代宮屋並進んで、的前の弓箭を執り、退くこと二間更に三歩進み、一揖して、矢並を繕ふ。此時的の人アコーツと唱ふ。一同聲に應じて、別火より射始め、代宮屋に及ぶ。初矢は空に向ひて放つ。次に、

的の人あたりと唱ふれば、各聲に應じて的に中つ、了つて一同拜殿の座に復し、射衣式を行ふ。

二、斧始式 同日

拜殿正面に清薦を敷き、角材長一間なるを置けば、公文修理五十串を執つて、角材の前に進み、神前に向ひて一拜、拍手一度にして、公文曲尺及び墨差を執りて、修理に付す。修理手を拍ちて之を受く。次に、公文修理並び立ちて、角材の左右の端につきて、曲尺をもて量ること三度、次に墨壺を取りて、準繩の端を修理に付し、墨を打つこと三度、公文斧を執りて角材を撃つ。

三、水口祭 六月一日より致齋し、村内總て音曲を禁す。二の午の夜、神起しの式あり。此時、始めて音曲の禁を解く。未の辰の刻、献饌祝詞を奏す。了りて庭上に鞍置馬を牽く。轡に垂手をつく。西より東に引渡すこと二回にして、公文之に乗り、又引渡すこと三回、之を御刀代通と稱す。了りて、社家残らず東五社御回の神を併せ祭る。に參候し、奏樂、別火祝詞を奏す。了りて、御田植式を行ふ。其式、先拂、露拂、祝詞、散米、持樂人、幣使、神職に繼ぎて、早乙女、市女、笠を戴き、肩車に乗る。苗を分撒

きつつ、行樂に應じて、東五社より拜殿の前まで練り行くなり。乙女は十三歳以下の少女を選みて、樂頭より出すなり。遠近男女競うて、其苗を拾ひ得むとして、頗る雜沓を極む。

この祭は、本社三大祭典の一にして、往古は頗盛なりしが、慶長の頃より大に衰へ、僅に其形式を存するに過ぎずといふ。

四、新穀祭 八月一日

當日辰の刻、社家残らず參社して、新穀を献するなり。

五、鎮魂祭 十一月中寅日申刻に行ひしを、明治五年より改めて、新嘗祭前夜に奉仕することなれり。

六、忌籠神事 十月晦日申刻より、十一月三日まで、村内すべて鳴物を禁す。別火忌籠役を率ゐて社殿に忌籠す。十一月午日、別火一瓶社に向ひて、醴酒を醸す。醴酒は、十二月燎祭及び正月元日本社及び天地神祇を祭る時奉る料なり。

第六節 金子家譜

初代 物部竹子連 大祖可美真手命十六世の孫物部尾琴連の長子なり。景行天皇の御宇、國造となり、部族を統率して、當國の鎮衛に任す。初、國府に居りしが、後、可美真手の命の由緒の地なれば、安濃郡川合村長田に移り、一國の祭政を掌る。是より、長田國造と稱へ、子孫世々長田を氏とす。神去年月、詳ならず。墓は川合村字南にあり、四月一日を祭日とす。

第十二代 道章 孝徳天皇二年、改新の詔に困つて、更に食封を川合村に賜り、専ら物部神社祭祀の職を掌り、安濃郡領を兼ぬ。

第二十四代 道美 建久三年、源頼朝の奏に困つて、安濃郡地頭職を兼ぬ。

第二十九代 宗忠 正忠二年受職、在職七十年。建武二年、足利尊氏叛せる時、國人小笠原又太郎、武田彌太郎等、之に應じて、威を國中に振ひしに、宗忠、鶴ヶ城に據りて、三角、佐和等と共に、之に抗せり。天授二年七月、小笠原長弘、武田修理等、來り攻め、城遂に陥る。此時より、小笠原氏安濃郡の神地を横領すといふ。

第三十三代 賢忠 天文十一年受職、在職年數不詳。弘治三年、毛利氏尼子氏と川合村に戦ひし時、本社兵燹に罹りぬ。

第三十九代 兼持 元祿十三年九月受職、享祿三年八月六日、祝融の災に罹り、社殿

社家焼失、神寶古記録は烏有に歸す。社記家傳纒に、燼餘を存す。

第四十七代 有卿 第四十六代有久の第五子なり。明治八年華族に列せらる。同十七年男爵を授けらる。同二十三年貴族院議員に當撰し、今尙在職。

第七節 神寶

神寶

- 一、後小松天皇御宸翰 壹軸
- 一、後花園天皇御宸翰 壹軸
- 一、後奈良天皇御宸翰 壹軸
- 一、後水尾天皇御宸翰 壹軸
- 一、陽光院御染筆 壹軸
- 一、光格天皇御文箱 壹軸
- 一、全御物金描、二重箱 壹個

- 一、全御硯
- 一、孝明天皇御物短冊箱
- 一、全御物酒瓶
- 一、皇太后宮御文箱
- 一、琴
- 一、琵琶
- 一、時雨鉢
- 一、高麗狗
- 一、三神面
- 一、古鏃
- 一、了戒太刀
- 一、經家太刀
- 一、行平短刀
- 一、無銘劍

- 壹個
- 壹個
- 壹對
- 壹個
- 壹面
- 壹面
- 壹對
- 壹個
- 壹對
- 八個
- 壹口
- 壹口
- 壹口
- 壹口
- 壹口

- 一、村正短刀
- 一、長船景光太刀
- 一、大永二年祭禮儀式の書
- 一、全
- 一、天正十九年社人給祿定書
- 一、徳川家朱印
- 一、流鏑馬弓射禮の書
- 一、大田氏寄附狀
- 一、毛利氏寄附狀
- 一、毛利輝光朝臣書狀
- 一、吉川氏之狀
- 以上

- 壹口
- 壹口
- 二卷
- 壹卷
- 壹卷
- 九通
- 壹卷
- 二通
- 二通
- 二通
- 一通

此外貴重なる什器數點あれども之を略す

世々大和の郷士

第六章 井戸正朋 附略系並に遺訓、遺愛碑

吉宗の時、大森代官となる
橋を停めて父老を勞す

井戸氏の系は、遠く藤原忠文より出づ。後、世々大和國の郷士となり、井戸邑に家せしかば、因つて氏とせり。祖父正盛の世に至り、慶安中、徳川幕府に仕ふ。父正和、正盛の祿を繼ぎて、百五十俵を食みしが、子なかりければ、徒役、野中八右衛門重吉の嫡男を養ひて、嗣となす。即ち正朋なり。元祿五年四月、井戸氏を嗣ぎ、養父正和の後を承けて、徒役たり。後、表火番、御勘定等に歴任し、克く其職に適ひければ、將軍吉宗、屢其恪勤を賞せり。享保十六年九月二日、石見銀山領大森代官に任せられ、十三日治所に赴きぬ。銀山料支配の地は、四五年來、打續きたる凶作にて、人民の艱苦一方ならず。新代官の早く來りて、救恤の方を立てられんことを、一日千秋の思にて待ち居たりける折なれば、正朋が漸く藝備の境を越えて、石見の地に入らんとする頃、領内の人民、早くも傳へ聞きて、庄屋、百姓總代等、連れ立ちて、酒谷(石の境界の接する所に)へ出迎へ、路頭に跪き、名符を捧げて、謁を請ひ、訴ふる所あり。正朋、轎を停めて、傍近く招き寄せて、「當國は比年不作、打續きて、遂に餓殍あるに至れる趣、傳へ聞き、深く心を疾ましめぬ。

車を下り先づ仁慈を説く

連年の災非、常手段によらざるに救恤を講ず

汝等皆、一郷村の首長たるものごもなれば、いかで下民を憂ふる心のなかるべき。先づ此焦眉の急を救ふには、賑恤の外に手段なければ、汝等歸りて、吾が意を人民に告げ、決して粗忽の舉動あらしむべからず。」と、仁愛の情面に溢れて、詞嚴に命じけり。庄屋は喜び勇みて、急ぎ立ち歸り、此由一般に報じければ、戦々競々として、薄氷を踏む、思ありし衆心も、茲に始めて静まりぬ。正朋は、大森の陣屋に着するや、直に庄屋富豪を召集し、懇切に仁慈の道を説き聞せて、義捐を募り、又配下の吏を派遣して、他國より下直の米穀を買入れ、貧民に施與する。杯偏に百姓を愛し、慈しみける程に、其年もやうく、事なく暮れしが、翌、享保十七年、又もや六月の頃より、時候順ならず、風雨時に違ひ、浮塵子と云ふ害虫生じて、瞬く間に、國中に彌漫し、稻は、残らず枯れ死して、憐むべし。一粒の食を得難き大饑饉とぞなりにける。正朋、痛く心を苦め、「噫、天我が黎民を亡すか。」とて、感慨の涙、湧くが如く、かゝる上は、到底尋常一様の手段にては、救恤の道は、思ひもよらざれば、潔く我一人の生命を賭して、管下幾萬の生命を買ふべし。」とて、深く心に決する所あり。吾が所有品は、云ふも更なり。陣屋に貯へたる公租税金などありとあるもの、皆出して、究民を賑はし、又庄屋に命を傳へて、些末にても、不作の中

より年貢として貯へたる米或は既に差出せるものも残りなく人民に頒ち與へて、其年の租税は悉皆免除すべき旨を達したり。此時屬僚輩正朋に向ひて「君が仁慈惻怛斯民の窮を憐み給ふ。洪恩海岳、人誰其惠に感泣せさらむ。只、公の命を待たずして、官租を散らし、或は免除し給ふは、國法に背きたる大罪にして、實は御身の上にかからん。能々御思案こそ願はしけれ。」と諫めければ、正朋答へて「吾とても之を知らざるにはあらざれども、今日民の飢餓に瀕せるは、輒爾の急なるよりも急なり。若し公命の下るを待たば、宛民は悉く餓死すべし。吾一身の罪を恐れて、斯民の死を看過さん。民牧の忍ぶ所に非ず。國法を破りし罪は、固より吾か身に引受けて、一命を捨てん考なれば、決して趨避すべきにからず。」とて、覺悟の臍を定めし仁愛の辭に、僚屬共は、返す詞もなかりけり。聞き傳ふる人民は、伏し轉びて感涙に咽び、大森の天を望みて、神よ佛よと、手を合さぬはなかりしとぞ。されば、さしも恐るべき大饑饉にも、管内に死する者としては、一人もなく、辛うじて其歳を過ぎ行きしは、有難かりけることどもなり。翌十八年は、五穀豐熟して、炊烟盛に起り、數年の愁眉漸く開きて、人民やや安堵の思をなしけるが、正朋の苦心は、更に已まず。此國の地勢、山多く土地狭ければ、温熱の

身を殺して
仁を成す

薩摩芋の種
植を奨励す

氣常に鬱結して、虫害盡くる期なからん。さては、將來の不幸限りなかるべし。如何にもして、土地に適當する穀物を求め、百年の計を定めばや。と思ふ心の、自ら神にや通じけん。或時薩摩の僧某、此地に來遊して、正朋に見え、諸國の物語の中、ふとかの食物の事に及びけるに、其僧の言ふ様薩摩にては、數年前琉球より一種の芋種を得候が、之を砂原の地抔に植うるに、能く登りて、且年を嫌はねば、今は薩摩半ヶ年の食は、此計りにても事足る由、承り候取寄せて、試めし給へ。」と正朋之を聞きて、殆んど狂せん計りに打喜び、直に上司に願出て、薩摩より芋種百斤餘を求め、先づ海濱の數ヶ村に、高百石に付八箇つゝを與へて試作せしめしに、苦心空しからず、其種能く地味に適應し、其より年一年に蔓延増殖して、全國到る處に之を見ざるはなく、爾後數々凶荒ありしかど、民餓莩を免れたれば、出雲伯耆等にも傳へ聞きて、争うて其種を請ひ受けて、播植しければ、假令凶荒に遇ひたりとも、永く飢餓の患を免れたり。其深仁厚澤の及ぶ所、よく幾十萬の生命を全うしければ、芋殿様、泰雲院、殿義、番良、忠、居士の石碑は、今尙ほ隨處に立ちて、香花の絶ゆることなし。正朋は、斯く計り心を民に盡ししかど、國法を破りて、擅に倉庫を開き、官租を免除せし罪、輕からねば、其年の五月、幕府

殿到る處に芋
種を見せる

逆法の證を
著る領内黎
庶黯然たり

苦を引いて
自歎す

歿して社に
祭らる

より命ありて、銀山領の代官職を停められ、備中國笠岡の陣屋にて、命を待つべき由傳へらる。正朋は、豫て覺悟を極め、一死をもて罪を謝せんと期せしことなれば、些も驚くことなく、やがて大森の陣屋を發足したりけるが、此事忽ち領内に聞えければ、家々黯然として、さながら喪に居るが如く、名残を惜む人、沿道塔をなし、橋の前後を擁して、泣き悲むこと、赤子の慈母に別るゝよりも哀れなりき。斯くて、笠岡の陣屋に著きしが、武士の身の既に死を決して事を行ひながら、をめぐり、公の沙汰を待たんは生を食るに似て、人の思はんことも、うら耻かして、子息正武に一通の遺書(後に出す)を留め置き、五月廿七日、心辭に腹かき切りて果てにけり。行年六十二。笠岡威徳寺に葬る。或は傳ふ、幕府優命ありて、正朋没後數日にして、漸く達せりと。君、人となり忠厚慈諒、舉止毅然、事に臨みて善く斷じ、公を愛ふる家の如く、物を愛ふること、己の如し、孝を以て親に事へ、慈を以て下を撫す。計、大森に至る。管内の庶民、哀戚痛哭、考妣を喪するが如く、追思景慕して措かず。毎村徳政碑を樹て、歳時に享祀すること、年を経て倍々盛んに、遂に管外にも及べり。明治十四年、有志相謀りて、祠堂を大森に建て、井戸神社と號し、君が護身刀を神體となし、崇祀肅敬、常に如在の意を致しぬ。哀れ

威徳寺の墓は、苔に埋れて、野花黃蝶春を鎖せども、濟世救民の功績は、赫々として幾千世かけて朽ちざらん。

井戸氏 畧系

十三代後裔
藤原忠文……………五代ノ孫
井戸時勝……………井戸與助大和ニ住ス——正時——仕織田信孝後——正盛
慶安四年爲幕府勘定役——正房進本丸勘定役
正和十百五——正朋實ハ正和養子——正式正朋養子——正連——正紀——正諾——正壽正諾ノ養子——古信正壽ノ養子——正義古信ノ養子
(遠州榛原郡 牧ノ原土族)

井戸正朋 遺訓

一筆申殘候、我等此度病氣本服難相成病性に候條、依之存寄申殘候。其方儀御奉公も、大切に可相勤入底に存、去秋、作衛門殿へ申入、聲養子に被仰付、被下候様、奉願候處、願

之通首尾克被仰付難有奉存候跡式被下置候は、小普請組入候早速御奉公入相願候而何御替何御役成共隨分大切に、一命を捨程精を入万々一も上之御爲に成候程の事も候は、御爲に一命を可被捨候尤武士に右之心がけ無之者は有間敷候得共我等家之役は三代元祖井戸新右衛門より我等迄御取立之家御直參之願に入願代々尊恩難盡筆紙候御太平之御代に候間せめて御奉公計を忠義に存一命懸け可被相勤候。

- 一、上の御仕置其外被仰出候御書付之趣、少も比判抔致候は、御罰當るのみならず先祖への不孝に可相成候、一座の興たりとも一言に心を付、上の御旨は、不及申、總體人之善惡を不申言葉少に可致候、此儀我等への孝と可被存候。
- 一、第一の心懸けは、慈悲を專に可被存候人を見捨不申家來に情を懸け召使候に、朝夕心を附、人に難儀不致様不便に召使可被申候、上下に不限、人罰と申義を能々相考一時の腹立に、人の命を取候義、有間敷事に候。
- 一、弓馬兵法鎗の稽古、第一に候、其道を極候半と被致候得ば、外の事成不申候、何ヶ藝成共、少々宛覺候様に可被致候。

一、學文と手跡を常に心掛、稽古可被致候、書數を多く讀に及ばず、其道の執行第一に可被致候、手跡も能書の心懸に不及、御用人用、私用に叶候程、執行可被致候。

一、朝夕忠と孝と、少の内も忘不申様に、心かけ可被申候。

一、上の精進日並我々先祖忌日を不忘様に可被致候、尤井戸新右衛門正盛同平左衛門正和的月忌日を、第一に可被致候、右正盛は先祖、正和は我等養父に候、此二代の祭事、少も無怠懈様に可被致候。

一、我等實父方は無子孫、我等迄に而絶申候、左候へば、實方ゑ我等不孝心外に候、我等父と無縁に成候間、其方一代は、是丈佛事等可被致候、俗名は野中八右衛門重吉、法名は梅岩祖落と申候、赤松圓心より重吉迄、十四代と承り、本國は播州に候得共、元和之頃、權現様へ奉使、三州に居住、元和年中打死致候に付、則三州を本國に致候由承傳候。

一、跡相續の儀は、別紙に認置候、作右衛門殿、近藤庄藏へ、諸事差圖を請伺候様に可被致候、申入度事、數多有之候得共、遠國、其上、病中故、有増申殘候、おみよ事、親兄弟も之無不縁もの、其上、我等共、佐血様に候間、不便を加へ可給候、小氣に生付候間、一生は心勞

不致候様に痛はり可被申候。此を我等へ孝行と可存候。萬端心を付忠孝を第一に可被致候。上へ奉申候一命に候間、私事に一命を捨て不申、御用に一命差上候心入を朝夕忘れ申間敷候以上。

享保十八年丑四月

井戸平左衛門正朋

井戸藏之助殿

故明府井戸君遺愛碑銘并序

夫一物之微能補佐嘉穀以致生民於饑食、亦可謂奇矣。禹稷之播奏天下於艱食、鮮食、齊桓之頒施友邦、於慈與戎叔、或記於經、或見於傳、此物則異於是。謹案寶永享保際、銀山有井戸君者、初五馬之至于石州也、仁恕愛物、遇人謙讓、深得衆庶之驩心。一日巡部也、慨然傷土地之荒蕪、於是乎商議、教民力田、募大會種甘藷、而氓之蚩々、頗習怠惰、而茲々不肯樹藝、君一意以諭導爲務、終以得奏其効。自是以降、衆庶競無不懋稼穡者。偶年有水旱、賤

人以得免飢餓焉。既君之任滿、衆庶慕之如父母、而至或攀轅、令不得行焉。後君卒於東都、實享保癸丑夏五月廿六日。石州之民聞者皆行哭失聲、恨々乎如喪考妣。歲時祭祀、以弗輟。于時文化庚午夏、父老共謀、建石於江津之里、相告曰、我儕小人聞之、昔我海上之編戶也、弗服田畝、惟漁之業、如或凶年、則父母妻子非其有也。老弱轉於溝瀆、壯者散之四方、酒々鄰邑皆是也。方今聖代、天錫賢宰、初教以種甘藷、此物宜海濱之地、覃及荒土、齊壤自然以來、人人飽食、以至不知餓寒、則欲報德、昊天罔極焉耳矣。伏以君之仁深矣、遠矣、猶召伯之於甘棠焉、廼建石於可愛之川上、而名以遺愛碑。君姓井戸、名正朋、字平左衛門、法諱泰雲院云。

銘曰、朋々賢宰、邦家之光、克仁克恕、惠下無疆、綿聯蕃藿、蔽蒞甘棠、建石紀績、以代羹牆、文化庚午夏月日秋水撰。

第七章 柿本神社

第一節 位置及祭神

神社は舊朝臣の廟

石見國美濃郡高津村高角山(一名鴨山)に鎮坐せる縣社贈正一位柿本神社は、正三位石見守柿本人麿朝臣を祀れるなり。舊は人丸寺とて、朝臣の廟なりしを、近時改祀して、縣社に列せられしなり。傳へ言ふ、昔時、美濃郡戸田郷小野に語家命といふ民あり。一日、後園の柿樹下に、一童子の遊べるを見出して、之を問へば、我は父なく母なく、風月を主として、敷島の道を知るといふに、奇異に思ひて、取て養ひしが、是即ち朝臣なりと、蓋幼にして岐巖穎悟なりしを、神異に語り傳へたるものならむ。其生年月、詳ならず。齊明天皇の末年か、若くは天智天皇の初年頃ならむ乎。生日は八月朔日と傳ふ。長して京に入り、持統天皇の御世、日並知皇子、高市皇子の舍人となり、兩皇子の眷顧を蒙り、啓沃獻替、聖行を補翼したる事蹟少なからず。又、吉野雷岳伊勢紀伊等の行幸に陪從し、其他諸皇子、諸皇女と、和歌の道を以て交遊したるとは、萬葉集所載の歌詞

文學を以て信任せらる

其作敬神皇の念に富む

高角の地は古代の一良港

に徴して明なり、亦朝臣の文學を以て、當時信任せられし有様を推知すべし。今、萬葉集に載せつる朝臣の歌を觀るに、深く神代の古事を重んじ、篤く寶祚を崇め奉り、舊都の荒廢を嘆き、薨去し給へる皇子を悲み、春の杯の歌、數多にして、一言一句、悉く真情より出で、尊皇敬神の念に富みたるは、云ふも更なり。其人物の高潔閑雅なるを、文學者中、他に並ぶものなしといふも、過言にあらず。文武天皇の末年、四十二三の頃、出でて外官となり、遠く任に石見に赴けり。其任にありしは、何年なりしか、明ならず、其間官事を以て、上京したる事はありしが、事了りては、再、任地に歸りぬ。任地にあるの日、美濃郡高角山下の一婦人と相知るに至れり。思ふに、今の高角の地は、古代の一良港にして、港口には、鴨島とて一島あり。其山を鴨山といふ。數多の人家、櫛比し、青樓酒肆軒を並へ、北海往復の船舶、日夜輻湊して、頗熾盛を極めたり。寺院なども、前濱後濱に、千福寺、方福寺とて、やゝ大なるものありき。然るに、後一條天皇の萬壽三年五月、海嘯、鴨山全面を破壊して、船舶の出入に便悪くなりて、今現に、高角浦の川底、海岸の砂石中、坏に、礎石或は石塔、五輪等の多く埋れたるが、皆古代の物なるにて、知るべし。萬壽の災後、海岸、松崎の地を相して、後園の神殿を建立し、爾後六百餘年、鎮坐ましまし

けるが、享保年間に至り、後世尙ほ洪波の殃あらん事を慮りて、津和藩主龜井氏、今の處に社殿を遷し、なり。されば、鴨山のありたる跡は、今は渺々たる蒼海となれり。

三九二

第二節 社殿及歴朝御製

社殿は、聖武天皇の神龜年間に、勅命に因りて建立せり。爾後、慶長十三年、徳川幕府より再建造營せり。元和年間、龜井家、津和野に入部せしより、先例に従ひ、社殿の造營等は、津和野藩主の手になれり。中御門天皇、享保八年二月、一千年の正忌に相當し、正一位を贈られ、宣命、位記、官符を賜ふ。以下、御歴代の御寄附の御製。

中御門天皇 享保八年二月一日

立春 此の道の光も添ひてのとけさを

世に敷島の春は來にけり

櫻町天皇 延享元年四月二十八日

山早春 石見のや高角の山のほのくくと

かすみそめたる神垣の春

桃園天皇 寶曆十年五月十八日

早春霞 春きぬといはねどけふは石見のや

高角山のかすむにそしる

後櫻町天皇 明和四年五月十八日

山早春 影赤く高角山は春きぬと

またきのとりにかすみそめける

光格天皇 寛政十年三月三十一日

石見のや高角山の朝かすみ

たなひきそむる神垣の春

仁孝天皇 天保十四年六月十一日

石見のや高角宮にたつかすみ

めくみの春の光り見せつゝ

明治三十一年、一千百七十五年式年祭に付、宮内省より萬葉集を納め賜ふ。

第八章 都濃村の露艦

奈良朝の昔千古の歌聖人麿によりて知られたる角の浦回も、星移り物換りては、那賀郡都濃村とて、石西の一村落に過ぎざりしに、近時、日本海戦空前の大捷にて、再びその名を世人の記憶に上すに至りぬ。船艦相啣み、威風堂々として、對馬海峡に入り來りし敵國幾十隻の艦は、明治三十八年五月二十七八日の大海戦にて、或は撃沈せられ、或は火災を起し、潰亂分裂、復た收拾すべからざる狀なりしが、二十八日午後二時頃、四橋一煙突の一巨艦、都濃村大字和木の沖に近づき來るを見る。是より先き、海上に砲聲の殷々たるを聞きて、人心洶々たりしに、今危然たる巨艦の岸に迫るを見て、人々危惧の念を抱きしが、既にして、艦上に白旗を翻し、又武器類を海中に抛棄するを見て、始めて負傷艦の進退自由ならずして、逃遁し來れるものなるを知りぬ。かくて、艦長以下、短艇に乗じて、陸に近かんとせしが、風波頗高くして、意の如くなる能はず。健康者は幾たびか潮水を濛りつゝも、辛うじて陸に上り來りしが、負傷者及び荷物等は、如何ともする能はざりしを、和木の村民、赤裸にて海に投じ、助力して陸

上に救ひ上げしより、彼等、いづれも其義侠に感じ、中心悦服して、温順に其指揮に従へりといふ。是ぞ昨日來の激戦にて、主戰艦隊と相失し、瓜生艦隊に迫感せられ、數個の砲彈を受けて、浸水甚しく、辛くも沈没を免れて、遁竄し來りし露國の特務艦「イェルチッシエ」(七〇〇)のなれの果てなる。乗組の人員は、艦長中佐「エールゴンメール」セフ、副長中佐「マンガリスキー」以下大尉四人、内機關士二人、中尉一人、少尉十一人、内機關士三人、主計一人、少尉相當官二人、准士官六人、下士三十三人、兵卒二百三人、衛生員三人、合計二百六十五人にて、内に重傷十九人、輕傷十五人ありしが、一時小學校及民舎等に收容し、後負傷者は短艇に乗せて海上より、健康者は陸路より濱田に送り、補充大隊に引渡しぬ。かくて「イェルチッシエ」艦は、翌二十九日拂曉沈没して、全く其形を失せり。當日は實に未曾有の椿事として、その雜沓名狀すべからず。四方より來觀するもの、廣集沓至し、都濃村の名爲めに世上に喧傳せらるゝに至りぬ。

第三編 隱岐

第一章 領主國司

隱岐は神代紀に億岐洲に作り記には次生隱岐之三子島亦名天之忍許呂別とありて其名は已に神代より現はる應神天皇の朝に至り意岐の國造を定められたる事、舊事紀に見ゆ。

輕島豐明朝御代觀松彦伊呂止命五世孫十揆彦命定賜國造

此頃より已に一國と定りしが爾後大化改新期にも海中孤立の國なれば分合等の事なくして一國たり文武紀に

大寶二年三月隱岐國蝗損禾稼

とあり當時の國府は島後なる周吉郡下西村に置けり和名抄に

國府在周吉郡行程上三十五日下十八日管四郡

と此頃の國司郡司につき天平元年の正倉院文書に

神代よりあらはる

郡司少領外從八位上勳十二等海郡直大伴
主帳外少初位上勳十二等日下部保智萬侶

又天平六年の正倉院文書に

驛使内舍人從七位上平群朝臣人足

貢調使史生大初位上依網連意美麿

とあり國造族類考には聖武天皇のとき隱岐役道郡少領磯部直萬得

などの名見ゆ

奈良平安の朝日には國司の交替多し今載籍に存するものを採録すれば左の如し

一、下道黒麻呂 天平寶字六年四月任

二、坂本男足 同八年十月任

三、土師公足 延曆四年八月任

四、大部大麻呂 同六年閏五月任

五、伴有世 仁和二年二月見

六、藤原親通 寛弘七年正月見

七、藤原實雅 同七年正月長和三年正月罷

八、遠晴(姓缺) 長和三年正月任

九、延行(姓缺) 嘉承元年任

十、實盛(姓缺) 元永元年正月任

十一、藤原資定 大治元年十二月任

十二、中原師遠 同五年正月任

十三、大江行重 長承元年十月見

十四、藤原信盛 久安三年正月任

十五、藤原家輔 仁平二年二月見

十六、平繁賢 同三年閏十二月見

十七、宗輔(姓缺) 久壽元年正月見

十八、宗家(姓缺) 嘉應元年二月見

十九、源仲綱 同二年十月見

二十、中原尙家 永安二年正月任

- 二十一、惟頼(姓缺) 治承三年十月見
- 二十二、藤原能頼 壽永元年八月見
- 二十三、仲國(姓缺) 文治四年七月見
- 二十四、藤原成行 正治元年九月任
- 二十五、藤原範基 建仁三年正月任
- 二十六、藤原有通 建永三年二月見
- 二十七、仲家(姓缺) 承元元年正月任
- 二十八、藤原行村 建保六年十一月任
- 二十九、佐々木義清 安貞元年三月任
- 三十、藤原業俊 仁治元年正月任
- 三十一、中原景資 寛元三年十二月任
- 三十二、源親平 康元元年十月任
- 三十三、藤原行氏 弘長元年七月任
- 三十四、藤原行景 弘安三年十月任

治承中佐々木氏領す

- 三十五、三善盛時 弘安六年七月任
- 三十六、源能景 正應元年二月任
- 三十七、小槻秀氏 正應元年三月任
- 三十八、藤原雅任 正安二年十一月任
- 三十九、佐々木清高 建武元年三月見
- 四十、藤原盛勝 貞和元年十一月見
- 四十一、大中臣伊職 貞和三月任
- 四十二、加茂長忠 延元三年八月任

治承中源頼朝の兵を挙げし時佐々木氏の族功ありしかば天下定まるに及び、建久四年、隠岐全島を佐々木定綱に與ふ。是より當國の領主は、略左に掲ぐる如しと雖、變亂の際、いづれを領主と認むるに難きものあり。

- 一、佐々木定綱
- 二、佐々木義清 出雲守護にて兼攝す。
- 三、佐々木泰清 承久三年より、延應の間守護たり。

四、佐々木晴清 隠岐氏と稱す。延應元年十二月、隠岐守護となる。

五、佐々木清秀 徳治年中。

六、佐々木清高 元弘年中。

七、鹽谷高貞 出雲守護にて兼攝す。

八、佐々木高氏 延元三年、出雲隠岐二國守護となる。

正平中、山名時氏道譽を怨むことありて、全島を略取す。正平十九年、時氏領土安堵を約して、將軍義詮に降り、其の略せる五國の守護となる。五國に就ては、異説あれども、隠岐も此内にあるべし。

九、山名時氏

十、山名氏清

十一、山名滿幸

十二、佐々木高詮 晴清の裔、隠岐氏を守護代となす。

十三、佐々木高光

大永天文の際、隠岐氏の族、島前島後に分據して、鬪争已ます。故に、此間、定れる守

護の職を缺けども、隠岐清政最も勢力あり。

十四、尼子經久 附庸として、隠岐清政守護す。

十五、尼子晴久 附庸として、隠岐爲清守護す。

十六、尼子義久 附庸として、隠岐爲清守護す。

十七、毛利元就 永祿の末、隠岐氏は尼子勝久に黨し、敗れて自殺し、隠岐清家代りて守護す。

十八、吉川廣家 清家は、從子經清に殺さる。よりて、毛利の兵來り攻めて、經清を殺し、廣家を封す。

十九、堀尾吉晴 慶長五年、出雲隠岐の太守となる。

二十、堀尾忠氏 慶長六年、父の後を受けて襲封す。

二十一、堀尾忠晴

二十二、京極忠高 寛永十一年閏七月六日、出雲隠岐の守護となる。

二十三、代官支配 寛永十四年六月、京極忠高の卒せしより、同號十五年四月迄、幕府

直轄。

二十四、松平直政 寛永十五年より出雲守護として隠岐を兼攝す。松平家は、隠岐に

郡代々官を置き、年々交代せしむ。

二十五、松平綱隆 雲藩主として兼攝す。

二十六、松平綱近 雲藩主として兼攝す。

二十七、代官支配 元祿元年より同四年迄、石見國大森代官兼攝す。

二十八、松平宣維 享保五年より、雲藩主兼攝す。

二十九、松平宗衍 以後引續き、雲藩主兼攝して、明治維新前に至る。

三十、松平治郷

三十一、松平齊恒

三十二、松平齊貴

三十三、松平定安

明治維新の際、一時鳥取藩にて管せしが、尋で隠岐縣を置き、已にして廢して大森縣に合せ、更に鳥根縣管轄となり、以て現今に及べり。

第二章 別府黒木御所の遺趾

第一節 別府黒木御所の考證

知夫郡、西の島なる、黒木村大字別府の東海岸に、黒木御所の遺趾と稱する處ありて、元弘の昔、醍醐天皇の行在所たりし跡なりといふ。丘上に小祠あり、天皇の靈を祀り、黒木神社と稱す。是れ、左の諸書によりて、誤り傳へたるものなるべし。

一、隠岐古記集に、元弘二年、申、春、後醍醐天皇御謀叛にて、北條高時は、隠岐國へ遷幸、三月七日、都を出御、十三日に三保關に着御、被遊、大方順風にて、都より供奉のものは、御暇被遊、漕舟貳百餘にて、千波之港へ漕渡り、此渡にて、國主、隠岐判官は、古海村二夫里坊を御宿に拵、此等に、武士數多附置、暫く御座遊されける。其後、黒木の頂上に、皇居を建、同月、佐々木、隠岐判官は、天皇を此所へ遷し奉る。鎌倉より、嚴敷下知を以て、宿直の武士數多指置ける、云々。

二、隠州視聽合記卷四、知夫郡、同別府の條に、府より北の山崎を、黒木と云傳ふ。曰昔後

黒木御所は、
醍醐天皇の
宮なるか

醍醐の天皇、姑らく狩し玉へる所なり。故に今に到て、黒木皇居と云ふ云々。知々井港の條に、村老告曰昔此に蘭舎あり、即ち宇頼坊と云、又南に有をば、二部里坊と云。此兩寺、昔は殊に美盡せり。後醍醐天皇の皇居なりと云。其他の體も然らんと見ゆ。

按別府黒木、謂之皇居。此地又號天皇行在。蓋先在黒木、後遷于此歟。不然則經營黒木之間、始在於此、經不果而潛幸、歟彼難人、眠而出於寢所、半夜步而到于知夫浦、可交見也。若在黒木、則何步行渡形崎赤灘乎。是一按也。

三、隱岐國史別府村之條に、元弘二年後醍醐帝鎌倉北條義時か爲に被捕させ給ひ、當國へ左遷在し、始は知夫里村の古海坊二夫利坊にしばらく御座す。後此黒木に御所を立遷らせ玉ふと云傳ふ云々。

右三書中、隱岐古記集と隱岐國史とは、御醍醐天皇御遷幸の初には、知夫里の古海村二夫利坊におはして、後に黒木御所に御遷座ありきといひ、隱州視聽合記にも二部里坊は、後醍醐天皇皇居と記し、三書共に大體に於て、其記事を一にせり。よりて、いづれが比較的根據なるかを究むるに、隱岐古記集は、最も新らしき書なり。そは此書

の初めに、隱岐國領主の表(間々誤謬あり)を掲げつる内に、最尾の領主として、松平齊恒を記せり。此の人の雲藩主となりしは、文化三年三月十一日なれば、此の時日以前は、編纂せし者にあらざること、明かなり。次に、隱岐國史は、隱岐古記集より少しく古くして、貞享年中になれる者ならむ。其は此書の奥書に、千家俊信の記ありて、

右者、隱州兩島四郡村々之高、並に山林竹園、行路津港、海磯の漁獵、海藻及神社佛寺の舊跡迄、悉記之。然共其見聞の傳へに、間々誤り多かるべし。只改正されむ事を願ふ。此正本は、隱州島前御船觀音丸御舟頭近藤久右工門と云ふ人より復寫なり云々。本書は、貞享四の口帳を以て増補せしもの也。

享保九辰正月晦日寫之。

とあればなり。されば、三書中、比較的古きは、隱州視聽合記にして、他の二書は、皆視聽合記に基きし者なるべし。然らば、此の隱州視聽合記の編纂年代如何といふに、その序文に、

丁未之季秋八月(寛文七年なるべし)奉命到隱州、自島前渡島後、巡見宛郷遠井、布令於道路也云々。乃積到若干卷、號曰隱州視聽合記。吁、東野人之語難信、肉眼之所遠望

闕疑而已。唯埃博望俊。

寛文七年冬十月乎八尾館下。

とありて、其の編纂に關する來歴顯然たり。故に三書中最も古しとても、徳川四代將軍の世より上らず。史料としては、比較的薄弱と謂はざる可らず。而して、視聽合記は、島前の別府を、國府國分と思ひ誤りたる者の如し。然らざれば、黒木といふ地名に附會して、行在所の説を立てしを、後人附和して、隱岐古記集、隱岐國史の如く、之を助成し、終に今日の如く、黒木神社の建造を見るに至りし者ならむ。

第二節 後醍醐天皇の行宮

國分寺は眞
の行宮なり

然らば眞の行宮は、何處なるかといふに、そは國分寺なること、争ふべからざる事實にして、増鏡こそ究竟の史料なれ。その久米の皿山の條に、

出雲の國、やすぎのつといふ所より、御舟にたてまつる。大船二十四艘、小舟どもはしに、かすしらすつけたり。はるかに、おしいだす程、いま一かすみ、心ほそ、うあはれにて、まことに、二千里の外の心ちするも、いまさらめきたり。かの島におはしまし

つきぬむかしの御あとは、それとばかりはるかにて、いとあはれなるを、御らんするにも、御身の上はさしおかれて、まづかのいにしへのこと、おぼしいづかゝる所に、世をつくし給ひけむ御心のうち、いかばかりなりけん、とあはれにかたじけなく、おぼさるゝにも、いまはた、さらにかくさすらひぬるも、なにより、思ひたちし事ぞ、かの御心のするやはたしとぐる、と思ひしゆゑなり。苦の下にも、あはれとおほさるらむかし。とよろづにかきあつめ、つきせすなむ。海づらよりは、すこし入たる國分寺といふ寺を、よろしきさまにとり、はらひて、おはしまし所に、さだむ、いまは、さば、かくてあるべき御身ぞかし、とおぼししづまる程、なほ夢の心ちして、いはんかたなし。そこら参りしつばものども、まかづれば、かいしめりのどやかになりぬる、いと心ほそし。

その昔のみあとは、それとばかり遙にて、とあるは、そのかみ、後鳥羽院の葛田の御座所を指せるなるが、若し、行宮、黒木にありとせば、葛田は、指願の間にありて、呼へは響へむとするばかりなれば、決して、遙かにて、といふを得ざるなり。決や其つゞきに、海づら少し入りたる國分寺といふ寺を、宜しき様に取拂ひて、おはしまし所に定む。

と明記せるをや。又大日本史にも、

元弘二年夏四月、車駕至隱岐、以國分寺爲宮。

とあり。太平記にも、隱岐國府の島といへれば、此の國分寺こそ行在所なりしこと明かなれ。名和記事にも、

御船隱岐國に著しかば、佐々木隱岐判官清高請取り申し、國分寺を皇居として入御したてまつり、

とあり。なほ確實なる證は、前篇鰐淵寺勤王僧頼源の條に記し、如く、元弘二年八月十九日、後醍醐帝の御宸翰もて、隱岐行宮より王政復古を祈らせ給ひし御繪旨を、後住者に譲る際に、頼源自筆にて、於隱岐國々分寺御所、被下之、と記せるを見れば、復一毫の疑を挟むべき餘地なきなり。

第三節 國分寺の位置

國分寺の位置を確むるには、先づ國府の所在を

既に國分寺を以て、後醍醐天皇の行宮とする以上は、國分寺の何處にあるかを明かにせざるべからず。而して國分寺の位置を定むるには、先づ國府の所在を確めざる

知らざるべからず

べからず。蓋國分寺は、中頃其位置を變易せしものもありて、必しも創設の時のまゝならずと雖も、當時政教一致の世には、天皇は東大寺といふ總國分寺にて、天下泰平を祈り給ひ、各國司は、其地の國分寺にて、其國々の治安を祈るべき定めなれば、各國の官寺たる國分寺は、便宜上、地方政治の中心たる國府に接近すべきは、一般の原則なればなり。然るに國府の遺址は、流石に當時地方政治の中心なれば、比較的之を知るに易し。隱岐國府は、和名抄に、

國府、在周吉郡、行程上三十五日、下十八日、管四郡。

とあれば、いふまでもなく、島後にして、今の西郷町の西、今の下西村に在り。故に國分寺も、その附近ならざる可らず。よりに、當國の古史を参照するに、國分寺は、今の周吉郡池田村にして、國府所在地なる今の下西村より一里許り北にあり。此寺こそ元弘帝の行宮なりしなれ。彼の

心さす方を問はば、波の上に、浮きてたゞよふ、蟹の釣舟、増鏡。

の御製も、此處におはして、海上遙かになかめやらせ給ひ、御身の行方なく、波に漂ふ御心地させ給ふを、蟹の小舟によそへ給ひけむ。諷誦し奉るも畏しや。

第三章 後鳥羽天皇御火葬所

附説 村上祐九郎 鬪牛

後鳥羽院の
翠巖

承久の御企破れしより都大路は關東武士の馬蹄に蹂躪せられ、後鳥羽の院は承久三年七月十三日、鳥羽宮より隱岐國に遷らせ給ふこととなりぬ。衛府のすけならぬむくつけ武士に、御輿の前後を警護せられ、山村水驛を経て、二十七日に出雲國大漕港に着かせ給ひ、それより御船に奉りて、漫々たる蒼波を凌ぎ、八月五日、隱岐國阿摩郡今の海士郡、苅田郷に着御ましましければ、領主佐々木泰清、源福寺、聖武朝建立内に、いとかりそめなる行宮を造りて、入れ奉りぬ。増鏡新島守に、

このおはします所は、人ばなれ、里遠き島の中なり。海づらよりは、少しひき入りて、山かげに、かたそへて、大きやかなるいはほのそばだてるを、たよりにて、松の柱に葦ふける廊など、げしきばかり、ことそぎたり。

とあり。吾妻鑑には、

承久三年八月、著御于隱岐國阿摩郡苅田郷仙宮者、改翠帳紅圍於柴扉桑門所者、亦雲海沈々而不辨南北者、無得雁青鳥之使、煙波漫々而迷東西故也。

とあり。あはれ、霞の洞の御住まひ、いと長閑に、天が下を御心のまゝに靡かせ給ひし御身もて、蟹の苫屋に軒を並べて、こちたき鹽風に吹かれて、十有九年の久しき、わびしき月日を送らせ給ひける御心の中、いかにおはしけむ。されば、秋風に、葛の葉の裏かへるを見そなはしては、御身の返り給ふべき期なきを、啣たせ給ひ、春の日に、潮波む、蟹の袖ほすを御覧じては、御袖の乾く間なきを、嘆かせ給ふなど、千歳の下、ほほび奉つるに、餘りあり。

勝田の御假
住まひ

このおはします、苅田、或は葛田、又勝田とも書けり。の山内に、一小池あり、孤松水に臨みて、頗風致あり。一日、院は、徒然の餘り、池畔を逍遙せさせ給ひ、松吹く風は、謾々の音を奏し、閑々たる蛙鳴の之に和するを、聞召して、さすがに、あはれと思しけむ。

蛙なく勝田の池の夕すゝみ、きかましものは、松風の音と詠ませ給ひければ、池蛙鳴を止めたりといふ。頑冥無知の小虫も、精誠に感じけむ、いと尊しや。又この山の櫻を御覧じて、

思ひ出づる都の春にかはらしな。勝田の山の花の盛りは、
山とも霞む水無瀬の春を、忘れ給ふ間とはなかりけめど、同じ世に、立通り見そな
はさむ期なきを、曉らせ給ひて、僻陬の一枝に、せめての御心をやり給ふはかなさよ。
諷詠し奉るも、涙なりけり。
かゝるわびしき間に、十九の星霜を送り迎へさせ給ひ、寶算六十にして、遂にかくれ
させ給ひぬ。増鏡に、

延應元年といふ二月二十二日、六そぢにて崩れさせ給ぬ。中ちかき山にて、れいの
さほふになし奉るも、むげに人すくなに、心ほそき御ありさまいとあはれになむ。
御骨をば能茂といひし北面の、入道して御ともにさぶらひしぞ、くびにかけ奉り
て、宮こにのぼりける。さて、大原の法華堂とて、いまもむかしの御莊の所々、三時料
によせられたるにて、つとめたえず。
一代要記に、

延應元年二月二十二日、於隱岐國崩。略中同四月十二日、依有順風、御骨令渡出雲國給。
五月二日、立出雲國、同十四日、著御水成瀬殿、同十五日、入御大原西林院御堂、但過宮

城奉入大原安置之。略中仁治二年二月八日、御骨自西林院御堂、奉渡法華堂。
大日本史に、

延應元年、上皇崩于隱岐、年六十。火葬於苅田山中、遺詔不置國忌山陵。故北面藤原能
茂收御骨還京、師藏於大原西林院、稱曰顯德院。

山陵志に、

後鳥羽上皇海部郡苅田山、中源福寺有塔廟、即其火葬處。

されは崩御は延應元年二月二十二日にして、玉體は御座所近くの山、即ち苅田山中
源福寺の背の峰にて、二十六日に火葬になし奉り、御遺骨をば、承久三年に、隨從せし
北面武士藤原能茂首にかけて、四月十二日出雲に渡り、五月二日出雲を出立し、十四
日に攝津水無瀬の離宮に著き、翌日大原の西林院に納め奉り、顯德院と申しき。後仁
治二年二月八日、大原西林院より、大原法華堂山城國愛宕郡勝林院村に遷し奉るも
の、則ち現今の御陵なり。宮内省諸陵寮調査越えて明年七月八日、山陵使を立てられ、
隱岐法皇顯德院を改めて、後鳥羽院と號し、御遺誠により、山陵國忌を置かせられざ
りき。(百練抄)

御遺骨は京
師に歸る

かく御遺骨は京都大原法華堂に納め奉りしが、残りの御遺灰などは源福寺に收めて祀りしなり。隱州視聽合記に、

上皇の御廟所源福寺の門に二王有り、側に華鯨を懸けたり。此二王は君手つから、刻玉ふと云傳へたり。此より四十間ばかり石甃を上る、半過て左に入り、左右松竹、蕨々として、綠蘿籬に蔓り、亦一小門あり、鞠躬として入れは、拜處の前に至る。御廟其後に高し、欄干を設けて階上に登る。四方は皆喬木にして、竹籬を引圍む。其間には小石礫々たり。游客も來訪稀に、落葉も勤て不掃。見るに涙落ち、感慨自ら生ず。小門の前より直に登れば、堂前に至る。前庭廣くして、背後には樹多し。本堂は、護摩を修する處として、五大尊を置けり。煙に薫して佛も黒く、阿訶棚に菊桐打亂せり。堂の左に空處あり、其内に方地あり。

こは、この書のなりし寛文年間の事にして、其後の狀況は、當時の旅、行者葦原北鯤の隱岐國記行に詳なり。曰はく、

隱岐國島前海士村葛田山源福寺真宗二百石後鳥羽天皇御堂の高さ一丈九尺に、四方は二間に二間半、丸木柱白木造り、かつを木、柿ぶき、高欄、きだ橋ありて、外は丸

木の矢來なり。御屋根は皆朽果て、雨露尊容をけがし奉れり。軒には蓬しのぶ、心のまゝに生茂りて、尊體は大きな瓶棺に納奉りて、上には、つやあるさざれ石をかき上げて、下民の眸にかゝらせ、玉ふにぞ、おほやけにもものし奉るも勿體なく、すゝろに涙こぼるゝばかり也。御廟は、萬治元年松平出羽守此島を預り玉へる時、新に建立也。それまでは御廟も石ばかりなりしとぞ。此島寛永十四年より、松平出羽守あつかり給ふ。元祿元年より御代官、亦享保四年より出羽守あづかり給ふ。亦今は修覆もなく、あはれてたり。按ずるに、此出雲藩の隱岐預りの年代には、相違あるが如し。

されば、徳川氏の初頃までは、纔に片石を置きて、標識とせしのみなりしを、明暦四年松平直政御廟を造營し奉り、次いて享保十年に、同宗衍再建せしが、徳川氏の末には、修補及ばず、廟宇朽壞して、雨露の侵すに任せ、御遺灰を納めたる寶瓶も、土上に露出せるなど、畏き極みなりしが、勝田の村上祐九郎といふもの、其先世院の寵遇を蒙りし事あれば、後節に詳かなり。今其御跡の荒廢を座視するに忍びず、獨力にて御本殿を造營し、併せて御寶藏、御鳥居、御神輿庫を建立し、爾來その修繕掃除等、怠ることな

村上祐九郎
御遺跡を修
理す

四一八
く仕へまつり來しに、明治七年四月鳥取縣隱岐支廳は、左の通達を發せり

村上祐九郎

後鳥羽院天皇御火葬所御本殿並に御膳具籠幕提灯等、夫々御取拂焼却の上、御同所後へ埋置敷石其儘積置相成べく候條、大工人夫始諸入費明細往復を除き五日限り差出すべき事

明治七年四月二十五日

鳥取縣隱岐支廳

祐九郎は、人夫五十人を指揮し、當時海士村戸長村尾輝一を立會せさせて、御本殿を取拂ひ、御膳具以下の器物と共に焼却し、御本殿跡へ埋めんとして、其處に敷きたりし小石を掻き撫けるに、偶々左圖の如き甕の上縁現れたり、因つて新に竹籠を製し、甕の内の土を掻き上くれば、中より銅製の金具様の器一個、外に一厘錢五六十文出てたり。甕は素焼なりければ、にや、周圍の土に附着し、細片となりて、全體を保つこと能はざりしが、此甕の直下に、復一の甕あり、上の甕の土を撤すれば、甕内の土は、周圍

御本殿跡より現れたる土器

の土と其色を異にし、中央稍凹めり、此甕は上部の甕より稍小にして、青色の釉あり、或人は、信樂焼ならんといへり、此甕の周圍なる土を取除けば、甕底直下に、復も同形同色の甕あり、衆皆な恐懼して、敢て手を下さず。新に新薦もて兩甕を包み更に清淨なる土を運び來りて、其周圍を埋め、舊の如く小石を敷き、其上に盛り土をなして、現在の御塋形となせり。



蓋し此の上部の甕には、御器物を納め、中なるには、御火葬灰を納め、最下には、御遺骨の残りを納め奉りし者なるべく、甕内の小鏡は、佛事の所謂六道錢の類なるべし、といふ、されば具狀して、直に時の管轄廳なる鳥取縣を経て、教部省へ報告せしに、慈光寺有仲奉迎使として、參向せり。

然れども、院の御遺骨は、藤原能茂の齋らし歸りて、京都下大原の西林院に納め奉り

しこと前已に述べたるが如くなれば、こは御火葬の殘灰及御遺物等を納めしものなるや明かなり。今にこの御趾、周回百二十四間木柵を廻らし丘上に古松を植ゑ、碑ありて、後鳥羽天皇行在所趾と題せり。然れど御火葬場にして、行在所にあらざること前に辨せるが如し。

附録第一 村上祐九郎

村上家の由
緒及家寶

村上家は、世々海士郡勝田の郷に住す。往年系譜を失ひたれば、其の家系を審かにする事能はざれども、中古以來の舊家にして、或は隱岐氏(源氏)の一族にあらずやと思はる。後鳥羽院の御座所は、村上家より程近き處にありければ、時には、御臨幸の榮を得しと言傳ふ。又た御調度の資を献するなど、凡て供御に就ては、至誠奉公の實を擧げしより、院も御感賞あらせられけむ。降し賜ひし御物なりとて、今猶ほ鄭重に同家に藏せるもの左の如し。

一、御宸筆(經文の一句にて軸物となし保存す)
令凡厥順縁逆縁或踈答廻向併得解脱仍唱伽陀曰

二、御茶入

蓋象牙 陶器製 高さ三寸餘

三、御藥鍋

銀製 高さ三四寸直徑四寸許

四、御藥茶盃

銀製にして、二重になり、外側の茶盃の内底には、木を箝めたり。こは熱の外に傳はるを防ぐ爲めなりといふ。

五、三十三體の觀音像

こは、後鳥羽院の十九年間に書かせ給ひし歌どもの反古を灰にして、作りし者にて、厨子の内に納めたり。

村上家は、かゝる由緒あれば、勝田山の御陵の修營にも、頗力を竭せり。

附録第二 闘牛

闘牛の起原

隱岐の闘牛は、嘖々として世に傳へられ、島民のこよなき歡樂とする所なれども、其

第三編 隱岐 第三章 後鳥羽天皇御火葬所

根據は詳ならず。傳説には、後鳥羽院御遷幸の時、八月五日、(承久三年)崎村より勝田郷に行幸の途すがら、牧場を通過し給ひしに、三頭の犢牛、互に舐觸奮闘するを見そなはして、いと珍しき事に思召し、御目を留めさせ給ひしかば、爾後里人は、時々牛を闘はせ、御旅懷を慰藉し奉りしが、後には八月六日、即ち院御著島の際日を以て、行ふを例とせり、とぞ、然れども、獨海士郡にて行ふのみならず、周吉郡、都萬村、穩地郡、五箇村等にも行はる、その時日も、一定せず。都萬村は、舊八月一日、五箇村は、舊九月十三日に、何れも村社の祭禮に行へり。

闘牛の飼養

闘牛に用ふる牛は、牡牛にして、三歳より五歳の間なり。其種は、隱岐産のものを用ひ、他邦より率き來りしものは、弱しとて採らず。其生れし時先づ其の體格を檢査し、闘牛に適すと見れば、犢たる時に、兩角を緊束し、中央に重をつけて、前方へ屈曲せしむ。是れ闘争に便ならしめんとてなり。而して、角は平く削ると、丸く削るとの兩式ありて、之を削るには、磁器類の破片を用ひ、玻璃の如きは、一切用ひざる例なり。亦之を飼養するには、平素毫も勞役に服せしめざるのみならず、秣には、糯煮たるもの(豆類を混和したる者)を用ひ、夏季、暑さにて、牛の食物を取る事少き時は、手を以て食物を口

闘牛の状況

中に挿入する等、頗意を盡せり。亦時に惡漢ありて、相手の牛を弱めむとて、醬油等を飲ましむる事あれば、闘牛日の前より、牧場に番人を附して、防禦をささ怠りなし。當日には、闘牛に、黒或は白の幟を樹て、七色、五色、或は三色の鉢巻を、唐縮緬などに作り、牛の額を巻き、殊に前面額に當る處には、布片を附けて、飼主の常紋などを染め出し、兩端を首の邊にて、結びて、垂らし、足には、鞋を穿たしむ。又た鼻曲びなまがを抜きて、網を通して鼻曲に代ふ。幟を立てたる飼手、繩持等、各附添ひ、各村の闘牛列をなして、同時に場に向うて進行す。各組の總數、率ね三十頭乃至四十頭を常とす。闘牛場には、警護と稱するものありて、觀者の取締り、及び場所の整理をなす。一方の組の牛、皆集れば、一列をなして、場の周圍を三廻し、然る後、各自の繋ぎ場に歸りて、休息す。闘角番組は、兩組の牛の體格等を見て定め、小弱の者より、順次に強大の者に及ぼすを例とす。已に闘角を初むれば、審判者ありて、繩持の奸策(即ち敵の牛の眼を、密かに繩にて擦りて、自己の牛に乗せしむる機會を與ふる等)を防ぎ、勝敗を決す。闘角の狀、兩牛相進みて、其間凡そ四五間の距離となれば、繩持の繩を上ぐを相圖として、繩元を持ちて、兩牛の角を衝觸せしむれば、此に兩牛は全力を籠めて、押し合ひ

突き合ひ、振ぢ合ひて、時には突かれて出血するあり。或は機を見て敵牛の腹を突くなど、全力を盡くし、火花を散らして闘ふ。かくて力弱き牛は、逃走し去勝ちたる組のものは、豫て用意せる旗を、牛の周圍に集めて樹立し、或は勝牛の背に乗りて、勝鬨を唱へて敗れたる組の牛列の前を練り行くなり。
闘牛終りて家に歸れば、勝ちたる牛は、其の家の大黒柱に繋ぎて酒を飲ましめ、勝を祝せむとて集れる人には、祝宴を開きて、二日一夜を徹して歡喜せること尠からず。この勝ちたる牛は、自から市價を高むるを例とす。この一種異様な遊戯も、明治三十七八年戦役後は、行はれざるに至れり。

第四章 水若酢神社

第一節 位置及社格神階

一宮社

水若酢神社は、隱岐國隠地郡一宮村にあり。隠州視聽合記に、

當郡一宮村に、一宮社あり。社は、田園の中にあり云々。蕭々たる林下、宮殿神々し。村は、北の山下にありて、祠人も亦こゝに住めり。

といへり。この一宮社といへるは、當社の事にして、村名の一宮といふも、當社より出でしなるべし。

續日本後紀に、

承和九年九月己乙、隱岐國隠地郡水若酢命預官社、

三代實錄に、

貞觀十三年閏八月二十九日壬申、授隱岐國正六位上、藤若酢神從五位下。

とあり、かくて延喜の制に、名神大社に列し、現今國幣中社たり。國內神名記には、正三

位下達若酢明神とあり。

第二節 祭 神

祭神考證

神名帳考證には、水若酢神社は、稚彦靈命歟といへり。隱州視聽合記には、一説として此神は崇徳天皇を崇め奉るといふといへり。然れども、前節に擧げつる如く、承和年間に、既に官社に預れ、ば、崇徳天皇としては、時代に大差違ありて、信じ難し。社傳には、水若酢神社御鎮座の始は、人皇十七代仁徳天皇辛歲なる由記せり。さては、いと舊き社にて、稚彦靈命とせるが信ならむか。

第三節 祭 祀

古例の祭典は、作幣祭として、毎年正月元日より三ヶ日間、神事を執行す。先づ前夜より、大宮司并に祠官、社頭に參籠し、神饌、大麻、玉串等を献供し、祝詞を奏し、晝夜大板を奉讀し、神樂を奏す。同月二十二日、大宮司宅にて、鶏鳴の刻、火を改めて、神饌の強飯を炊ぐ。此時、祠官、籠の前にて、解除板を執行し、平且、大宮司、祠官、社頭に參着し、右強飯玉串

を献供し、祝詞大板を奏す。但、この御飯料米は、毎年五月、早苗開の神事を執行し、御供田にて、種下しより、收穫御飯となすまで、婦人牛馬の觸るゝを禁じ、務めて潔齋を盡し、耕作せしものなり。而して、この早苗開の濟まざる間は、村内のもの、田植を始めず。右御飯玉串は、郷内氏子中に頒布するなり。

例大祭 三月三日

此日は、押へ役と稱して、官廳より、吏員の出張あり。神主、祠官、社人等、並に、郷内村々の公文、其他役係のものども、各參集し、祭祀を始む。先づ、神輿を御旅所に奉遷す。其次序、

- 一番 鉾指先拂 鼻高の假面を覆ひ、異様の服を著し、鉾を持ち、先途に進む。
- 二番 蓬萊山 郷内氏子の諸人、之を挽く。この山は、鶴龜松竹四季の花を飾り、常世の蓬か島に形とれるなり。氏子中、二ヶ村より一人宛、三十日前より、潔齋し、當日、異様の祭服を著し、和幣を持ち、其山の先途に進みつゝ、祝歌を誦ひ、千歳を唱ふるなり。

三番 音楽 村々の社人等、之を勤む。

第三編 隱岐 第四章 水若酢神社

例大祭

- 四番 日月幟 村々の宮守等之を捧ぐ。
- 五番 十二本幣束 村社の神主之を捧ぐ。(この幣束は、早苗開の時、五十串と稱へて、御供田に刺飾れるなり。)
- 六番 神饌 産子の人等之を捧ぐ。
- 七番 青和幣帛 村社の神主之を捧ぐ。
- 八番 白和幣 同
- 九番 追稜 式内神社の神主之を勤む。
- 十番 祭主 當社の大宮司之を勤む。
- 十一番 神輿 神主四人にて奉昇す。(但前後左右、古格あり、右神輿の左右より杖を持ちて、屋根下を支へ、神輿の傾かざる様、守護する役二人あり、之を御扱首オシマツと稱ふ。本役往古より、伊後村左京郡村岩佐右京之を勤め來れり。
- 十二番 當社の祠官、並乙女等供奉。
- 十三番 流鏑馬 馬二頭、御者一人、口取四人(御者も三十日、口取は七日の潔齋なり。)

かくて、祭式は、先づ神輿を御旅所の假殿に奉置し、次に神主一同、列坐拜禮。次に神饌を献供す。この時より、祭典畢るまで、社人音楽を奏す。次に祭主祝詞を奏す。次に、神主一同拜禮。次に、御旅所の馬場にて、流鏑馬を御す。(この御者、垂手を以て飾れる笠を蒙り、面に紅白粉を塗り、異様の服を着け、弓矢を持ち、馬上にて神前に向ひ、色々の作業をなしつゝ、拜禮し、馬を十二度馳せつゝ、三ヶ所の的を射ること十二回、然る後、禮乗と稱へて、又十二回乗るなり。次に、神輿還御。

御座更の神事 九月晦日申の刻、祭典を執行す。諸神總て出雲大社に神集ひませば、御座更と稱ふといふ。)

御座入の神事 十月晦日申の刻、出雲大社より、御還座につき、御座入と稱ふといふ。)

第五章 小野篁配流遺趾

小野篁は、參議岑守の長子なり。仁明天皇承和元年、遣唐副使となり、同五年例に因りて、次第に四船を浮へて海に航せしに、會々大使參議藤原常嗣の船損傷する所ありて、俄に篁の船と交換することとなりぬ。篁憤懣して、復船に怨せざりければ、翌六年春正月、篁を違勅の罪に處し、廢して庶人となして、隱岐に配流せらる。その隱岐に在りしは、承和六年正月より、同七年四月までの十六ヶ月に過ぎざれば、其事蹟湮滅して傳はらず。隱岐古記集には、篁配處に赴くとして、出雲の國三穗關より船出して、漁舟の行きかふを見て、

和田の原八十島かけて漕出ぬと、人にはつけよ、海士の釣舟と詠みたりといひ、契沖の百人一首改觀抄には、此歌は浪速津にて初めて乗船する時、詠みしなりといふ。今いづれか是なるを知らず。篁の配所は、海士郡豊田村の野田郷にありて、今も舊跡を存す。隱州視聽合記に、

湊豊田港をいふの左りの岸上に、昔小野篁が住みし舊跡あり。潮勢來れば、沒砌石、

回瀾起入柴扉、故崎岬之樹根は露出、茅擔前繫船、日晴見島後之遠山。

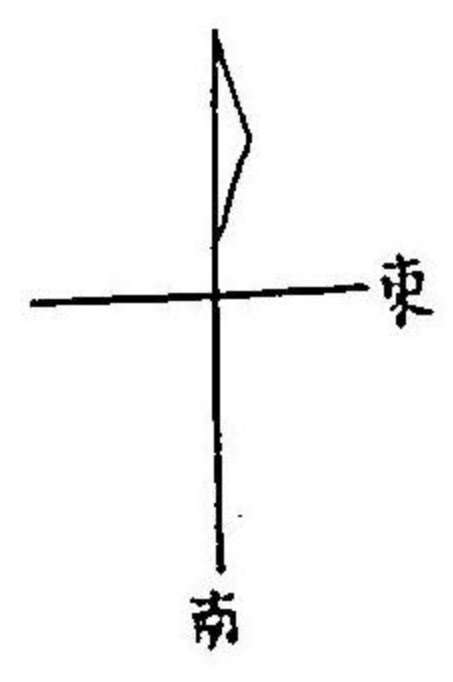
とありて、形勝の地なり。篁後に、此地より、島後なる穩地郡都萬村大字那久の松尾山光山寺、或は光三寺に作るに遷れり。此寺の本堂に地藏佛ありて、こは篁の罪を免されて、京に歸らむことを祈ると彫刻せりといふ。隱岐古記集

又、隱州視聽合記には、篁が配所にありし狀をや、詳かに記して

右の山下、横尾山を云一林有光寺と云寺あり。樹石庭寂にして、山行の愁を破れり。坊の右に本堂あり。綠羅牀を絆ひ、青苔瓦に生せり。本尊の左に一佛を安す。寺僧談て曰、昔小野篁當國に左遷して、初は島前の豊田に住しか、後は爰に移り、歸朝の祈の爲にとて、此地地藏佛を刻めり。手澤今に新なり。又一妾を納、既して娠めり。時に大赦に遇ふ。篁妾に告げて曰、夙縁如此、然れども、義携不可歸、佗産して平ならば、此佛を以て其の子の守りとせよ、必富貴なるべし。宜しく自可重と云て、別て歸去。其の遺腹の末として、今に至りて、此國に多し所謂那隅の長某、雲州日御碕の社司也。最も浮言に似たれ、其の處の常談、世々陳言故に白すといふ。

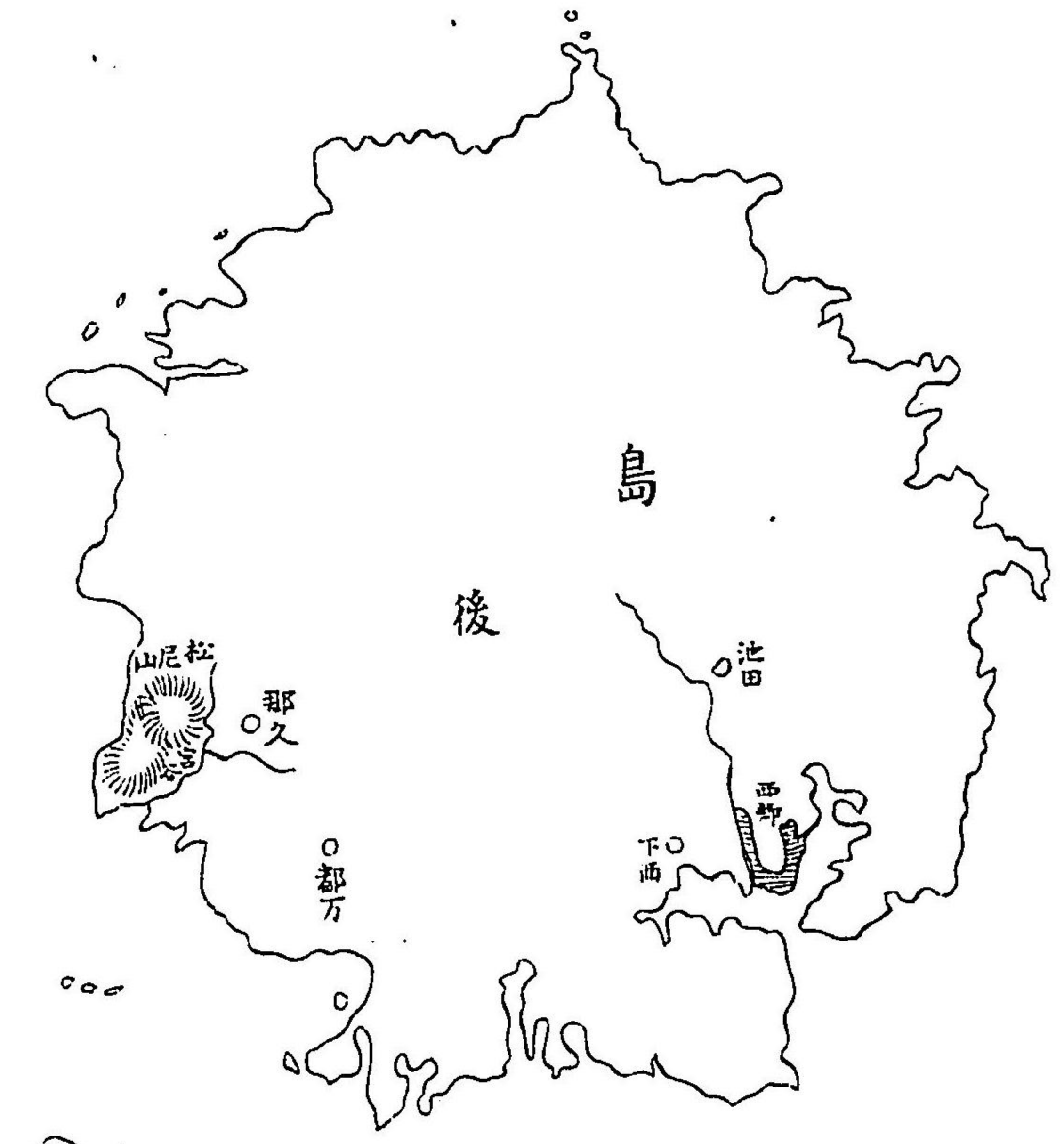
この傳説は、信じ難き節なきにあらざれども、姑く記して参照に資す。隱岐には、維新

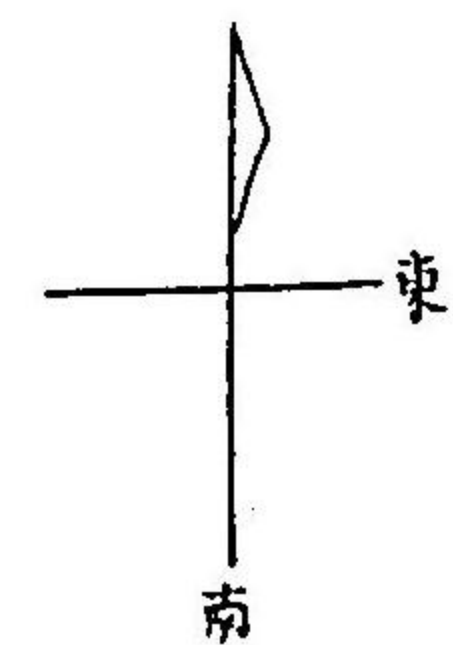
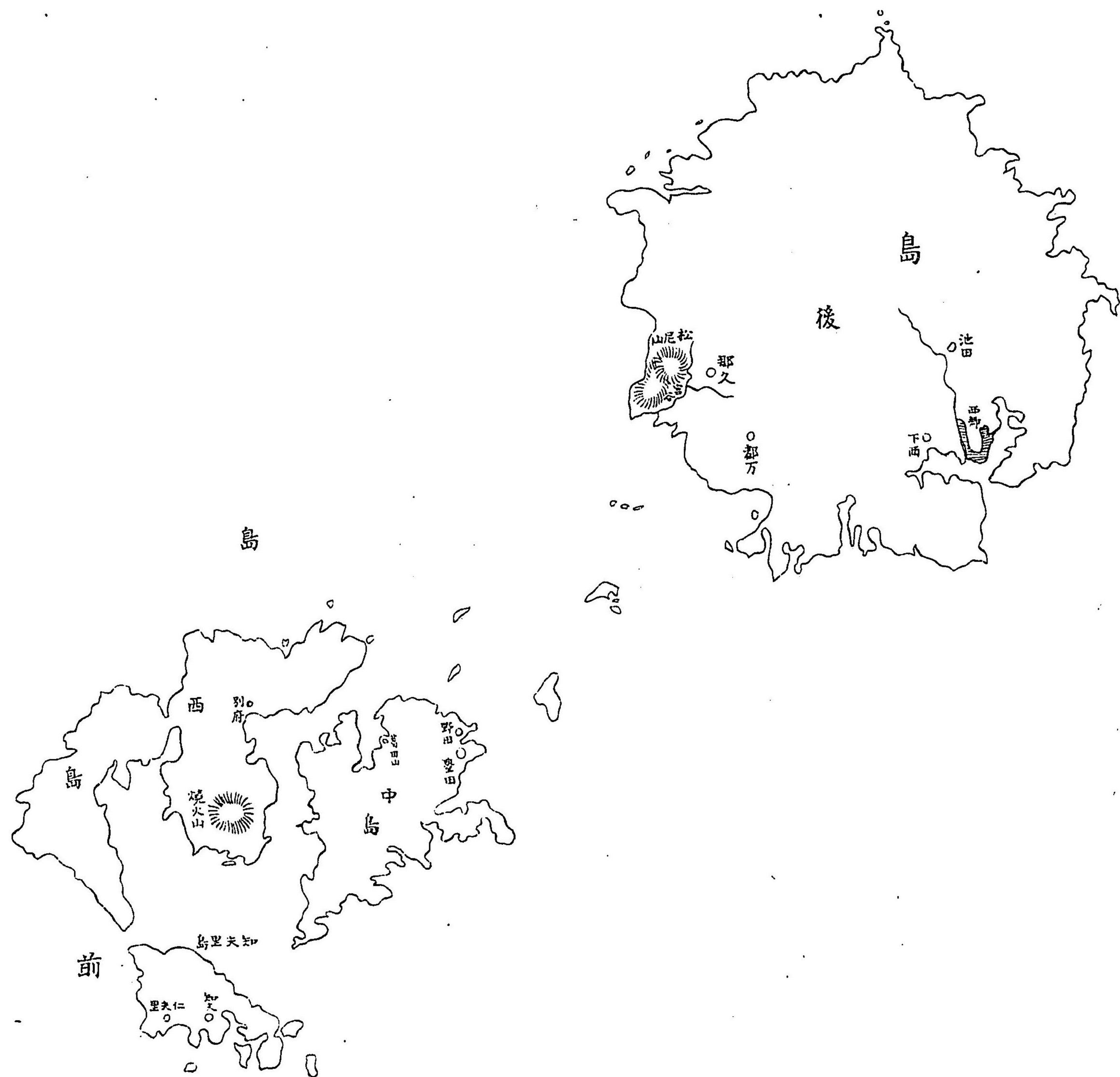
の際、一切寺院を破却したれば、光山寺も、纔に遺趾を留むるのみ。此の寺址の近傍に、
 奥森某といふもの現住せり。若しくは前視聽記にいへる、篋の庶流ならむか。此家に
 篋の古き木像丈け五尺許の者を藏せり。篋と何等かの關係あるもの、如く思はる
 れど、今は其傳を失へり。



附圖

隱岐略圖





附圖
隱岐略圖

第六章 竹島の獲物

あじかのみ、海人が捕へし竹島は鯨の獲物思ひかけきや。雲霧をいぶき拂ひし神風に竹島の名もあらはれにけり。とは、今世の歌仙高崎正風男の詠なり。げにや、竹島は隠岐列島と、鬱陵島との間にある一群の岩嶼にして、西郷港を距ること約百漚、樹木なく、飲水なく、泊舟の地なし。たゞ、海鱧の群集せるを以て、漁期に漁夫の渡航するのみなりしに、明治三十八年二月、本縣の領土に屬し、其五月二十七八日の海戦に、海を蔽うて來りし妖氛をいぶき拂ひて、鯨鯨を獲しより、一孤岩嶼の名は大に世の注目を惹くに至りぬ。海軍の公報によれば、五月二十八日黎明、わが主戰艦隊、裝甲巡洋艦隊は、既に鬱陵島の南方約二十海里に達し、爾餘の戰隊、並に前夜の襲撃を果したる各驅逐隊等も、各航路を異にし、順次後方より集合の途上に在りき。午前五時二十分、司令長官は、敵の退路を遮断する爲め、麾下巡洋艦隊をして、東西に搜索線を張らしめんとする際、後方約六十海里に占位して、北進せる巡洋艦隊は、早くも敵影を發見して、東方に當り、艦隊の煤烟數條見えし由、警報し、幾何もなく、同戰隊は、更に敵に近

つきて復報して敵は戦艦四隻(後に至り二隻は海防艦たるを知る)巡洋艦二隻より成り、今北東に向針すと告ぐ。是れ問はずして昨日討ち洩されし敵の主力たるを瞭なり。是に於て、主戦艦隊、裝甲巡洋艦隊は、其針路を反轉し、漸次東方に向ひて、敵の前路を扼し、東郷瓜生戦隊、亦巡洋艦隊に合して、敵の後方を抑へ、午前十時三十分頃竹島の東方、約十八海里の地點にて、全く此敵を包圍しぬ。敵は戦艦「ニコライ」二世、「アッヨール」、海防艦「ケネラル」アドミラル「アブラキシン」アドミラル「セニャーピン」及び巡洋艦「イズムルード」の五隻にして、他の一隻の巡洋艦は、遂に南方に後れて、其影を失せり。是等固より敗餘の敵艦にして、且已に多大の損傷を負へれば、わが優勢に抵抗し得べくもあらず。我より砲火を開けば、須臾にして敵艦司令官「ネボカドフ」少將は、其部下と共に降意を表しぬ。わが司令長官は、敵の將校以上に、帶劍を許して其降を受けぬ。たゞ「イズムルード」のみは、其快速方によりて、南方に逸失せり。是ぞ實に竹島附近に於ける空前の大活劇にして、従うて竹島の名を史上に點せしむる由來なる。

島根縣史要畢

明治四十年五月十六日印刷
同年五月廿日發行

著作者 藤本充安

版權所有 島根縣私立教育會

發行者 川岡清助

松江市天神町百十番地

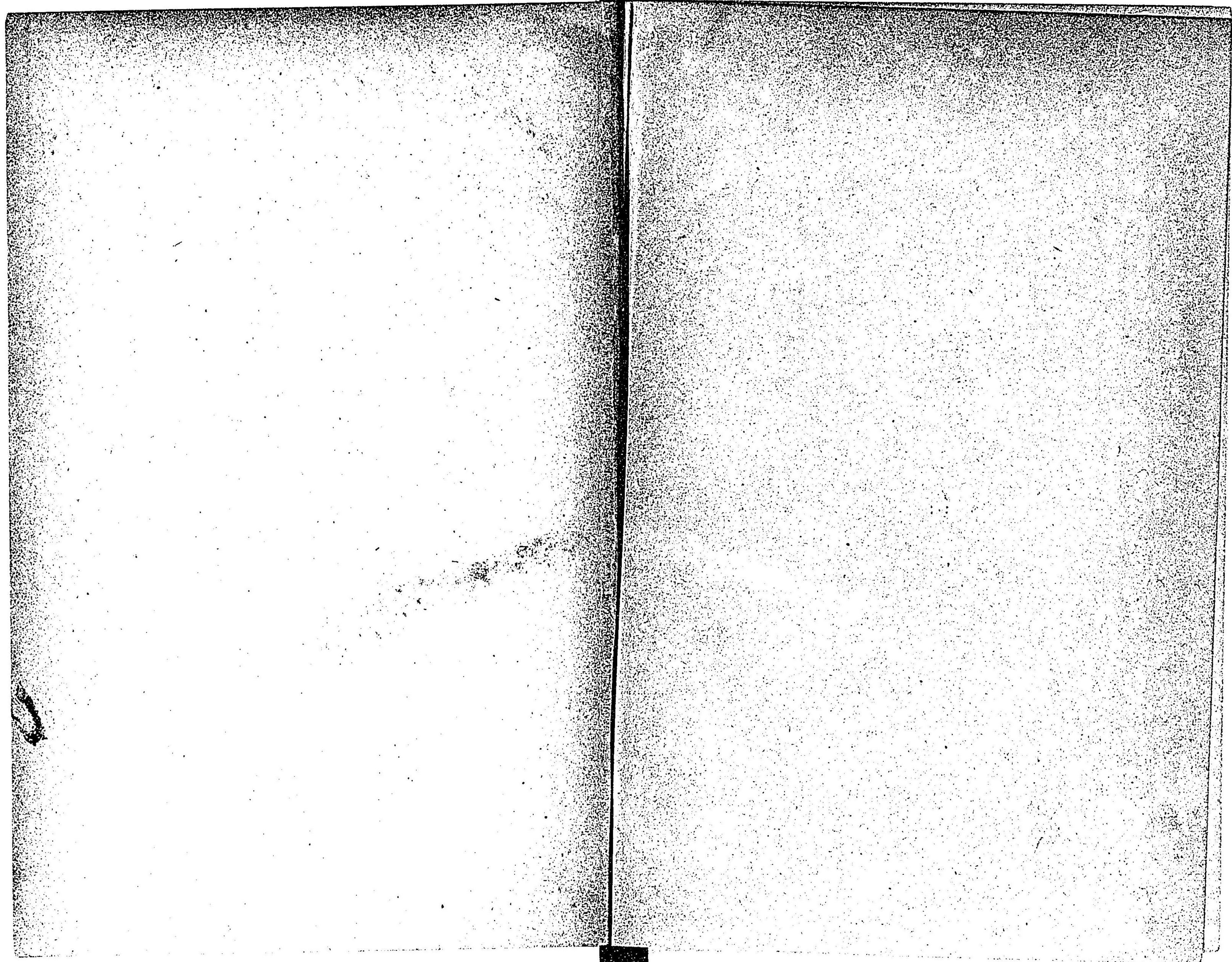
印刷者 大橋光吉

東京市小石川區久堅町百八番地

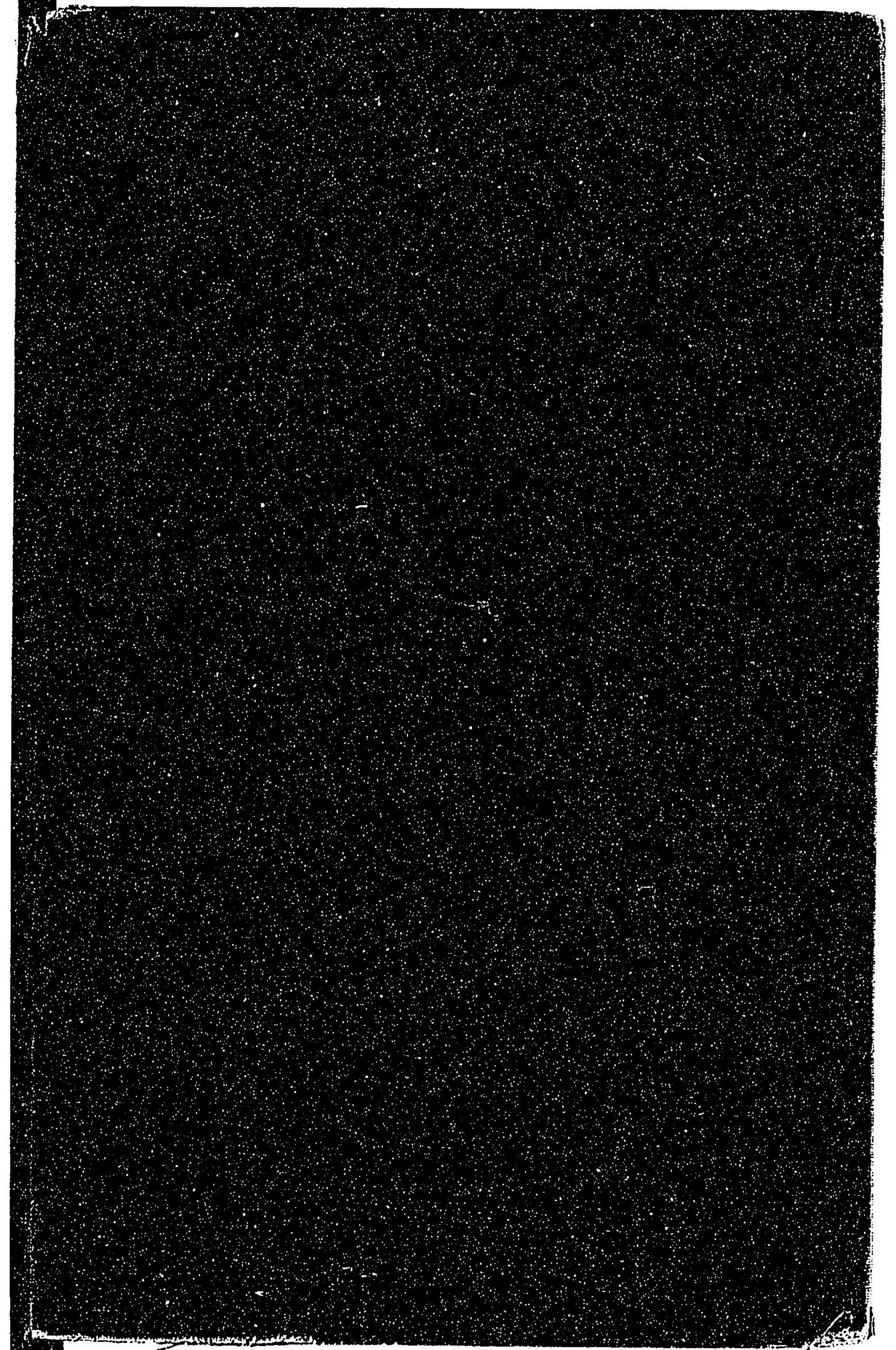
印刷所 博文館印刷所

東京市小石川區久堅町百八番地





44
875



74
385

025878-000-6

74-385

島根県史要

藤本 充安/編

M40.

ADC-3435

